

第3次知多市環境基本計画(案)

【概要版】

計画策定の背景

近年の環境問題は、気候変動に伴う自然災害リスクの増大、世界的な海洋プラスチックごみ問題など、ますます広範で複雑化、多様化してきています。国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとし、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決することが重要としています。

本市では、市民・事業者・市の協働により様々な環境問題に取り組んできました。環境をより良好なものとし、持続可能な社会の実現を加速させていくためには、これまで以上の協働を進めるとともに、次代を担う子どもたちが環境への理解を深め、持続可能な社会の担い手となり、取組や活動の輪を拡げ、次世代につなげていく必要があります。

持続可能な社会を形成するため、社会状況の変化や本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、第3次知多市環境基本計画（以下「本計画」とします。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、知多市環境基本条例第8条の規定による計画であり、本市の環境に関する総合的な指針となるものです。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定による「知多市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、生物多様性基本法第13条の規定による「知多市生物多様性地域戦略」を包含した計画とします。

計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

環境の現状

- ・ 大気環境、河川及び海域の水環境は、概ね横ばいに推移しています。
- ・ 空き地の雑草やペットの飼育マナーに対する苦情が多数寄せられています。
- ・ 市域の3分の1を田や畑、里山などの緑が占めています。
- ・ 臨海部のグリーンベルトは、貴重な緑の回廊となっています。
- ・ 下水処理で発生するバイオガスを都市ガス原料として供給しています。
- ・ ごみの減量と資源化の推進に向けた取組を段階的に進めています。

市民・事業者の意識

環境基本計画の見直しに当たり、今後の課題とニーズを的確に把握し、市民の意向を本計画に反映するため、市民・若年層（中学2年生）・事業者へのアンケートを実施しました（令和2年2月）。

【市民アンケート】

- ・ 環境配慮への取組状況として、環境学習への参加、再生可能エネルギーの利用、エコカーの所有や自動車の利用抑制が進んでない傾向が見られる。
- ・ 市に期待することとして、ごみの減量化、ごみの不法投棄対策、地球温暖化対策などが多い。

【若年層（中学2年生）アンケート】

- ・ 市民アンケートと比べて生物多様性への理解がある。
- ・ 市に期待することとして、自然環境を保全する事業の実施がある。

【事業者アンケート】

- ・ 社会的責任の一環として環境保全に取り組んでいる。
- ・ 廃棄物の適正処理、地球温暖化防止対策、公害防止対策に力を入れている。
- ・ 市に期待することとして、再生可能エネルギーの率先導入、ごみの減量化、3R推進。分かりやすい情報提供、省エネ機器や太陽光発電設備等への支援がある。

基本理念

つくる、つたえる、つなぐ
～未来に続く ふるさと知多～

「つくる」 環境に配慮した持続可能な地域づくり、人材づくりを進める。

「つたえる」 次代を担う子どもたちに環境学習の場を提供することによって、環境の大切さやふるさとを守る気持ちを伝えていく。

「つなぐ」 持続可能な社会、私たちのふるさと知多を、未来へつなげていく。

基本目標

- 1 学びと協働で、よりよい環境をつなぐまち
- 2 地球温暖化対策に向き合い、実践するまち
- 3 資源を節約し、循環利用するまち
- 4 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち
- 5 安全・安心・快適に暮らせるまち

施策の体系（施策の体系・目標を達成するための取組と役割）

本計画の基本理念の実現に向け、市民、事業者、市がそれぞれの立場で協働する5つの基本目標に12の基本施策を設定し、持続可能な社会の形成をめざします。

